

久留米市企業局公告第 34 号

令和 8 年度放光寺浄水場浄水発生土収集運搬及び処分業務委託について、下記のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 6 及び久留米市契約事務規則（昭和 50 年久留米市規則第 9 号。以下「規則」という。）第 4 条の規定に基づき公告する。

令和 8 年 4 月 7 日

久留米市企業管理者 石原 純治

1 入札に付する事項

- (1) 業務名 : 令和 8 年度放光寺浄水場浄水発生土収集運搬及び処分業務委託
- (2) 履行場所 : 別紙「仕様書」のとおり
- (3) 業務内容 : 別紙「仕様書」のとおり
- (4) 履行期間 : 契約締結日の翌日から令和 9 年 3 月 31 日まで
- (5) 予定価格 9,900,000 円（消費税及び地方消費税を含む）
入札書比較価格 9,000,000 円（消費税及び地方消費税を抜き）
- (6) 最低制限価格 : 無
- (7) 支払条件 : 毎月払い、前金払い無し

2-1 入札に参加する者に必要な資格

入札参加できる者は、入札書の提出期限において、次に掲げる全ての要件に該当する者でなければならない。

- (1) 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項各号のいずれにも該当しない者であること。
- (2) 久留米市指名停止等措置要綱（平成 6 年久留米市庁達第 6 号）による指名停止措置を受けていないこと。
- (3) 国税等（法人税又は所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）を完納していること。
- (4) 入札に参加しようとする者（本店又は支店等）の所在地に応じ、次に掲げる地方税を完納していること。
 - ア 久留米市内 県税及び市税
 - イ アを除く福岡県内 県税
- (5) 電子交換所による取引停止処分、主要取引先からの取引停止等の事実があり、経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）でないこと、又は法人であってその役員が暴力団員でないこと。

(8) 運搬先及び積込み地において、廃掃法第 14 条の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているもの）を有すること。

(9) 処理場所在地において、廃掃法第 14 条の規定による産業廃棄物処分業の許可（事業範囲に汚泥が含まれているもの）を有しており、かつ予定搬出量を超える処理能力を有すること。

ただし、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）（以下「廃掃法」という。）第 14 条の規定による汚泥の産業廃棄物収集運搬業許可を持っている業者と第 14 条の規定による汚泥の産業廃棄物処分業許可を持っている業者が共同で入札参加を希望する場合は、2-2「共同企業体の構成条件」に掲げる資格要件を全て満たした特定業務委託共同企業体乙型（以下、「特定 J V 乙型」という。）により入札に参加できるものとする。なお、構成員は同一業務委託で他の特定 J V 乙型の構成員になれないものとする。

2-2. 共同企業体の構成条件

(1) 共同企業体を構成する者の数は 2 者とする。

(2) 構成員の出資比率の最小限度基準は 30 パーセント以上とすること。

(3) 代表者は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において上記 2-1 に掲げる (1) から (7) までの要件に全て該当する者によること。また、代表者の出資比率は構成員中最大であること。

(4) 構成員は、入札参加資格確認申請書の提出締切日において上記 2-1 に掲げる (1) から (7) までの要件に全て該当する者によること。

(5) 1 者が上記 2-1 に掲げる (8) の要件に該当し、もう 1 者が上記 2-1 に掲げる (9) の要件に該当すること。

(6) 全ての構成員が同一業務で、他の共同企業体の構成員でないこと。

(7) 特定 J V 乙型の存続期間

①当該業務委託の落札者となった場合：当該業務委託に係る請負契約履行後 3 カ月を経過した日まで

②当該業務委託の落札者とならなかった場合：当該業務委託に係る請負契約が締結された日まで

3 契約条項を示す場所

1 2 事務局

4 入札方法

入札参加を希望する者（特定JV乙型の場合は全ての構成員）は、以下の（１）に掲げる提出書類を郵送にて提出すること。ただし、本市の入札参加資格有資格者名簿登載者については、カ〜クの提出書類は提出しなくてよい。また、キ、クは提出期限から遡って3か月以内に発行されたものに限る。

入札書に記載する金額は、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。

（１）提出書類

- ア 入札書（様式第8号）
- イ 入札内訳書（様式第9号）
- ウ 入札保証金納付領収書の写し又は6（１）に規定する金融機関の保証等
- エ 入札参加資格確認申請書（様式第1号）※単独事業者のみ
- オ 特定業務委託共同企業体入札参加資格申請書（様式第2号）※特定JV乙型のみ
- カ 役員等調書及び照会承諾書（様式第3号）
- キ 登記事項全部証明書（個人事業主にあつては、身分証明書）※写し可
- ク 次に掲げる入札参加者の所在地区別及び法人・個人別の納税等証明書※写し可

所在地区分	税区分		納税等証明書	
		税目	法人	個人
市外 (県外)	国税等	法人税、所得税、消費税及び地方消費税	国税に未納がない証明（納税証明書その3の3）	国税に未納がない証明（納税証明書その3の2）
	福岡県税	法人事業税、個人事業税	福岡県税に未納がない証明	福岡県税に未納がない証明
市内	久留米市税	法人市民税、市県民税、固定資産税、軽自動車税	久留米市税に滞納がない証明	久留米市税に滞納がない証明

ケ 共同企業体協定書兼委任状（様式第4号）※特定JV乙型のみ

コ 許可取得状況に関する調書（様式第5号）

提出するク、ケについて記載すること。特定JV乙型にあつては、構成員が提出する許可証を全て記載すること。

サ 運搬先及び積込み地における廃掃法第14条の規定による産業廃棄物収集運搬業の許可書（事業範囲に汚泥が含まれているもの）の写し。（本件入札日以降も有効であるもの）

シ 処理場所在地における廃掃法第14条の規定による産業廃棄物処分業の許可書（事業範囲に汚泥が含まれているもの）の写し。（本件入札日以降も有効であるもの）

ス 使用印鑑届（様式第6号）※特定JV乙型のみ

（２）提出期限

令和8年4月21日（火）12時必着

(3) 提出先（宛先）

12 事務局

(4) 郵送方法

- ① 内封筒及び外封筒の二重封筒とする。
- ② 内封筒には、提出書類のうち、「ア．入札書」及び「イ．入札金額内訳明細書」を入れ、封筒表面に業務名及び商号（名称）（特定JV乙型にあつては、特定JV乙型の名称）を記入し封印する。
- ③ 外封筒には、②の内封筒及び提出書類のうちウ～スを入れる。また封筒表面には、「入札書在中」と朱書きし、業務名及び宛先を記入する。封筒裏面には、差出人の住所、商号（名称）、代表者の職名及び氏名を記入する。
- ④ 一般書留又は簡易書留のいずれかで郵送する。

(5) 入札に関する注意事項

- ① 入札書（様式第7号）に記載する金額は、各社において設定する浄水発生土の収集運搬単価及び処分単価を根拠とし、予定搬出量に乗じて算出した総価を入札金額とする。
- ② 入札内訳書（様式第8号）には、搬出先事業所の所在地及び浄水発生土発生場所から搬出先事業所までの収集運搬単価及び浄水発生土の処分単価と、それらの単価を予定搬出量に乗じて算出した総価を記載すること。
- ③ 入札内訳書（様式第8号）は押印のうえ、入札書に同封して提出すること。
- ④ 入札書に記載する金額は一切の諸経費を含め、消費税及び地方消費税の課税事業者・免除事業者を問わず、契約を希望している額から消費税及び地方消費税相当額を控除した金額を記入すること。（税抜き金額を記入すること）
- ⑤ 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- ⑥ 入札書の日付は、入札書作成日を記入すること。
- ⑦ 入札回数は1回とする。

5 開札

(1) 日時：令和8年4月22日（水） 10時

(2) 場所：久留米市山本町豊田614 放光寺浄水場 会議室

(3) 立会い：入札者のうち立会希望者（入札参加資格確認申請書に希望する旨を記載した者）を立ち合わせる。ただし、希望者がいないときは、入札関係事務に関係のない市の職員を立ち合わせるものとする。

(4) 落札候補者の決定

予定価格以下（かつ最低制限価格以上（最低制限価格を設定している場合））の範囲で最低の価格をもって入札した者を落札候補者とする。落札候補者となるべき同価の入札をしたものが2者以上ある場合は、くじにより落札候補者を決定する。落札候補

者の資格を審査し落札者を決定する。

(5) 落札結果の通知

落札者には決定後速やかに通知するとともに、市ホームページで公表する。

(6) 落札者が特定JV乙型の場合は、契約締結までに特定業務共同企業体協定書（様式第9号）を提出すること。

6 入札保証金及び契約保証金に関する事項

(1) 入札保証金

入札までに、規則第6条に基づき、入札金額（入札書に記載する金額に消費税及び地方消費税相当額を加算した金額）の100分の5以上の入札保証金を納めること。ただし、久留米市金銭会計規則（昭和39年久留米市規則第22号。以下「会計規則」という。）第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第7条に該当する場合は、減免する。

入札保証金を現金（小切手を含む。）で納付する場合、提出期限に間に合うように、12 事務局に納付書の発行を申し出ること。

入札保証金は開札終了後に還付する。ただし、落札者にあつては、契約保証金に充当する場合を除き、契約保証金を納付した後に還付する。

(2) 契約保証金

落札者は、契約締結までに契約金額の100分の10以上を納めること。ただし、会計規則第105条に規定する有価証券又は市長が確実と認める金融機関の保証をもって代えることができる。また、規則第27条に該当する場合は、減免する。

7 入札の無効に関する事項

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- ア 入札参加資格のない者が入札したとき。
- イ 入札金額が予定価格を超えるとき、又は最低制限価格に満たないとき。
- ウ 所定の場所及び日時までに入札書が提出されないとき。
- エ 入札書に入札金額の記載がないとき、又は入札金額が判読できないとき。
- オ 入札書に記載された事項に誤字、脱字等があつて必要事項を確認できないとき。
- カ 入札書に入札者又はその代理人の記名押印がないとき。
- キ 同一の入札者が2以上の入札をしたとき。
- ク 法令又は入札に関する条件に違反したとき。
- ケ 入札内訳書の提出が無いとき、又は押印が無いとき。

8 その他入札に関し必要な事項

(1) 質問の受付期間及び受付場所

- ① 受付期間：公告日から令和8年4月15日（水）
- ② 受付場所：12 事務局

③ 質問の提出方法：

FAX 又は E メールで提出すること。電話での質問は受け付けない。また着信確認の電話連絡を行うこと。

④ 質問に対する回答：

令和 8 年 4 月 1 7 日（金）までに E メールで回答する。また、必要に応じて市ホームページで公開する。

9 契約書の提出

落札者の決定後契約締結までの間に、落札者が競争入札参加資格者資格を有しなくなった場合には、契約を締結しないことができるものとする。

落札者は、契約書に記名押印し、落札の翌日から起算して 6 日以内（期間の満了日が久留米市の休日を定める条例（平成元年久留米市条例第 3 5 号）第 1 条第 1 項に定める市の休日に当たるときは、当該休日の翌日まで）に、久留米市所定の契約書により契約すること。

単独事業者の場合

- (1) 契約単価は、落札者が入札書に添付した入札内訳書の単価とする。
- (2) 落札者は、契約書を 2 部作成し、市・契約の相手方各 1 部を所持する。

特定 JV 乙型の場合

- (1) 契約単価は、落札者が入札書に添付した入札内訳書の単価とする。
- (2) 落札者は、基本契約書を 3 部作成し、市・特定 JV 乙型構成員（代表企業）・特定 JV 乙型構成員各 1 部を所持する。
- (3) 特定 JV 乙型構成員のうち収集運搬業務を請け負う構成員は「令和 8 年度放光寺浄水場浄水発生土収集運搬及び処分業務委託 収集運搬請負契約書」を 2 部作成し、市・収集運搬業務を請け負う構成員各 1 部を所持する。
- (4) 特定 JV 乙型構成員のうち処分業務を請け負う構成員は「令和 8 年度放光寺浄水場浄水発生土収集運搬及び処分業務委託 処分請負契約書」を 2 部作成し、市・処分業務を請け負う構成員各 1 部を所持する。

10 その他

- (1) 契約の手續において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札参加に係る費用は、提出者の負担とする。
- (3) 入札参加者は、地方自治法、地方自治法施行令、久留米市契約事務規則その他関係法令を遵守すること。
- (4) 落札決定後に、当該落札決定者が無効な入札を行っていたことが判明した場合には、落札決定を取り消す場合がある。
- (5) 不正な入札があると認めるとき、又は天災地変その他の理由により入札を続行することが困難であると認めるときは、当該入札の執行を延期し、停止し、又は中止すること

がある。

- (6) 落札者は、契約の際に暴力団排除に係る条項を記載した市指定の誓約書を提出しなければならない。ただし、久留米市の入札参加有資格者名簿に登録されている者は、この限りでない。
- (7) 契約は単価による契約とし、契約単価は落札者が提出した入札内訳書（様式第8号）に記載の単価とする。

1 1 支払いに関する事項

- (1) 落札者は、毎月マニフェスト若しくは電子マニフェストを基に搬出量及び処分量を集計し、搬出量に収集運搬単価を乗じた金額と処分量に処分単価を乗じた金額の合計金額を落札者の定める任意の様式による請求書により、請求するものとする。
- (2) 発注者は、(1)の請求があったときは、請求書を受理した日から起算して30日以内に支払わなければならないものとする。

1 2 問い合わせ先（事務局）

久留米市企業局上下水道部浄水管理センター

住所：久留米市山本町豊田614 放光寺浄水場

電話：0942-43-5826

FAX：0942-43-7910

Eメール：suidokan@city.kurume.lg.jp